

令和2年度完成工事アンケート調査【静岡県発注工事】

Q1. 入札前における問題点・要望点・提案事項

(設計計算、積算、質問事項、入札条件、見積り条件、施工条件、配置技術者等)

・発生した問題点

【工事名非公表】

1. 施工条件明示事項 B-1 関連工事との調整にない関連工事があり、調整を強いられました。上記工事が発生している段階で承知されているはずの内容が反映されていません。発注者として工事内容を正確に把握し、関連工事調整及び地元自治体との協議等行って頂きたい。

(富士土木事務所)

(回答：技術調査課)

工事の発注にあたっては、現場条件を把握し事前に調整を行うとともに、施工に制約を受ける条件がある場合は「施工条件明示事項」に正確に明示するよう、再度周知していきます。

2. 舗装工事における上層路盤材（粒度調整砕石）の不足により、工事繁忙期に手配が困難になり工程に影響しました。また、路盤材の手配不足が明らかである場合は、舗装構成の変更及び発注時に別途材料にて設計をお願いしたい。

(沼津土木事務所)

(回答：技術調査課)

工事の発注にあたっては、地域条件にあった設計積算を行うよう周知を図ります。また、契約後に判明した場合は、設計変更等の円滑化を図るため、速やかに発注者へ協議するようご協力願います。

3. 旧河川内の廃川に伴う現況掘削作業で、両側が民家及び壁なのに、0.8m³BHで積算されており掘削作業及び旋回が出来ません。結局0.25m³級のバックホウで施工しましたが、今後は施工現場に見合った積算をして頂きたい。

(沼津土木事務所)

(回答：技術調査課)

工事の発注にあたっては、現地や設計図面を確認のうえ発注するよう再度周知を図ります。契約後に判明した場合は、設計変更等の円滑化を図るため、速やかに発注者へ協議するようご協力願います。

4. 特記仕様書第3条「工事施工上の検討事項」について「河川災害復旧工事は原則上流からの復旧」となっていますが現場状況によって違うので臨機応変に対応願いたい。上流側からの施工に基づく排水設計にも対応されていないように思えます。

(島田土木事務所)

(静岡土木事務所)

(回答：技術調査課)

原則を記載しているものです。実施に当たっては、現場状況等を踏まえ、想定外の出水や豪雨等の異常気象があった場合でも、最も被害を受けにくくなるよう、適切な施工手順の検討をお願いします。

5. ICT 建機を使用するように発注されましたが、施工はロングアームのBHを使用しなくては施工できませんでした。現場を加味した設計で発注して頂きたい。
(袋井土木事務所)

(回答：技術調査課)

工事の発注にあっては、現地や設計図面を確認のうえ発注するよう再度周知を図ります。契約後に判明した場合は、設計変更等の円滑化を図るため、速やかに発注者へ協議するようご協力願います。

6. 入札公告の配置技術者の施工実績条件がある場合、限定的な工事条件ではなく、なるべく拡大して頂きたい。(〇〇工事施工実績としてほしい。〇〇工事に更に細かい限定条件がつくと技術者がかなり限定されてしまうことがあります。)
(袋井土木事務所)
(中遠農林事務所)
(御前崎港管理事務所)

(回答：技術調査課)

工事内容に応じて適切な条件設定を行うよう検討していきます。

7. 同種類の発注工事が多く(地盤改良工事・管工事)専門業者が不足、工程が遅れてしまう事が多いです。発注時期や工期を検討して頂きたい。
(袋井土木事務所)
(中遠農林事務所)

(回答：技術調査課)

年間を通じた工事の偏りについては、近年の働き方改革の観点からも全国的な課題として位置づけられているため、本県としても施工時期の平準化に向けた各種取組を推進しているところです。

・以前よりの改善点

1. 入札前において、準備期間・不稼働日・後片付け期間等の工期設定が開示されていたため、発注者側の工程に対する考え方を理解する事ができ、参考となりました。引き続き当該開示の継続をお願い致します。
(沼津土木事務所)
2. 土木工事積算基準にない特殊な歩掛採用の場合、「見積参考資料」を公表して頂くことにより、積算が的確に行えました。他の工事でも行って頂くよう要望します。
(沼津土木事務所)

3. 現場条件が積算基準と合わない現場においては、公告前に見積もり依頼や施工前に見積もり対応して頂けるようになりました。

(浜松土木事務所)

(西部農林事務所)

Q 2. 着手前における問題点・要望点・提案事項

(当初図面・設計精度・設計照査・地元説明・支障物件・事前調査・関係機関との調整等)

・発生した問題点

【工事名非公表】

1. 突発的に発生した事項ではなく、もともと移設される計画となっている支障物件については、工事発注前に移設等処理してから発注願いたい。

(沼津土木事務所)

(静岡土木事務所)

(袋井土木事務所)

(回答：技術調査課)

支障物件が事前に確認できる場合は、工事発注前に関係機関と調整を進めるよう再度周知します。また、やむを得ない理由により事前調整できない場合は、施工条件明示事項にその旨明記し、また調整・移設等に要する日数を考慮した工期設定を行うよう周知します。

2. 設計図面と現地調査後の数量、箇所、補修方法の精度が悪く修正業務に時間がかかります。精査した上で発注願います。

(全般)

(回答：技術調査課)

現地条件を正確に把握したうえで工事発注を行うよう再度周知します。なお、設計に不備があり大幅な修正作業を伴う場合には、作成した設計コンサルに修正を依頼する等の対応も考えられるため、監督員とご相談願います。

3. 工事沿線の地域住民への工事内容等の説明の実施（地元説明会の開催）が有りませんでした。工事説明チラシでは説明が不十分であると思います。地元への周知徹底をお願いしたい。

(沼津土木事務所)

(回答：技術調査課)

大規模で長期に渡る工事や、周辺環境及び地域住民の生活に大きな影響を与える工事の場合は、事前に地元の理解を得る必要があるため、工事発注前に地元説明会を開催します。その他工事では区長へ事前説明を行う等、工事内容に応じた調整を監督員が行うとともに、施工業者による施工中の地元対応や地域貢献等も重要であることから、引続きご協力をお願いします。

4. 国交省と隣接した箇所の施工で、現地踏査の結果、構造物の取壊しと盛土工事を行う予定があることが分かり、施工の調整が必要になりました。事前に協議し調整してから発注して頂きたい。

(袋井土木事務所)

(回答：技術調査課)

隣接工事がある場合は、事前に発注者間で協議・調整を進めておくよう再度周知します。なお、施工現場の細部については施工業者を交えた調整も必要となるため、その際にご協力いただくようお願いします。

5. 情報共有システムの事前協議で、発注監督員と一部の書類を紙で提出するように決定しましたが完成検査時に全て情報共有システムで納品するよう言われました。発注監督員によって納品方法が異なるため統一して頂きたい。

(袋井土木事務所)

(回答：技術調査課)

「情報共有・電子納品事前協議チェックシート」で定めた項目については、受発注者とも守るように周知していきます。

6. 繰り越し不可案件でしたが、材料の納期が3ヶ月要するものが選定されていました。適切な工期での発注をお願いしたい。

(中遠農林事務所)

(回答：技術調査課)

静岡県では工期設定支援システムを平成30年度に試行導入し、令和元年度からは本格導入しており、実働日数や不稼働日を考慮した工期設定を行っているところですが、現場条件を確認した上で適正な工期設定を行うよう周知徹底に努めます。

・以前よりの改善点

1. 支障物件や関係機関との調整対応は早くなっていると感じます。

(熱海土木伊東支所)

2. 当初設計において近隣への影響も考慮した仮設が計上されていました。

(沼津土木事務所)

3. 設計数量の変更で柔軟に対応して頂きました。

(沼津土木事務所)

Q 3. 施工中における問題点・要望点・提案事項

(現場推進会議、技術・工法、工事一時中止、協議・指示等)

・発生した問題点

【工事名公表】

1. 発注者の都合で協議書など1,000万円を超える増額の度に変更契約を結ぶ必要があり、対象の変更契約が完了するまでの間、後続の協議書の提出や決裁を待つてほしいとお願いされる場合があります。現状は後続の協議書を提出する前に内容（金額等）について、発注者と協議・調整して了承を得てから何とか工事を進めています。原則として、協議書が正式に決裁される前に工事着手することはできないため、協議の提出や決裁が変更契約の実施有無と関係なく、スムーズにやりとりできる環境づくりを発注者に要求致します。

「令和元年度 二級河川堀留川広域河川改修事業工事（水門本体工）」

(浜松土木事務所)

(回答：技術調査課)

1,000万円を超える増減額の変更契約を行う場合、静岡県財務規則に基づく手続きが必要となるため、決裁に日数を要することについてはご理解いただくようお願いいたします。

【工事名非公表】

2. 現場が施工できないと判断されても、一時中止までに時間が掛かり過ぎて受注者への負担が増えます。早い対応をお願いしたい。

(富士土木事務所)

(回答：技術調査課)

現場の判断や受注者への指示等、監督員は速やかな回答に努めるよう周知します。また、一時中止等に伴う増加費用等については「工事の一時中止等に係るガイドライン」に基づき請求してください。

3. 交通規制を伴う道路工事において工事期間中に工事抑制期間があるケースでは工期設定への考慮や経費面での配慮がされるよう改善をお願いしたい。

(沼津土木事務所)

(回答：技術調査課)

静岡県では工期設定支援システムを平成30年度に試行導入し、令和元年度からは本格導入しており、実働日数や不稼働日を考慮した工期設定を行っているところですが、現場条件を確認した上で適正な工期設定を行うよう周知徹底に努めます。

4. 岩盤掘削歩掛について、実際には無筋コンクリート構造物を取り壊すより時間が掛かりますが、岩盤掘削（軟岩）の方が安価なのが納得できません。下請けには常用単価で支払わないと施工を拒否されます。単価の見直しを検討願いたい。

(沼津土木事務所)

(回答：技術調査課)

施工合理化調査等の実態調査により、積算基準と実態が乖離しないよう毎年、標準歩掛の改定を行っています。今後とも、実態調査へのご協力をお願いします。

5. 今回の工事は、支給品の消波ブロック据付を先行して行い、その後残りの消波ブロック製作、据付を行う必要があったため、1回目と2回目の据付作業間が5ヵ月ほど空いてしまうことが当初より考えられていました。消波ブロックが何度も被災する場所で、台風や高潮等により被災の恐れがあったため、先に据え付けたブロックの一部完成検査をお願いするよう協議し、監督員からも了承を得ましたが、実際は中間検査扱いで一部完成検査としては行われませんでした。中間検査と一部完成検査の違いについてご教授願います。

(静岡土木事務所)

(回答：工事検査課)

静岡県建設工事検査要領では、

中間検査：工事の施工中に施工状況等の確認を行う検査

一部完成検査：工事の一部が完成し引渡しを受ける既済部分の完成の確認を行う検査となっています。

6. 河川工事の排水路・瀬替え等で漁協との打合せ内容を優先させたことにより、設計より過大なものとなりました。そのような場合においては変更対応して頂きたい。または漁協にそこまで出来ない旨を説明して頂きたい。

(静岡土木事務所)

(回答：技術調査課)

「静岡県設計変更ガイドライン(土木工事編)」に基づいた対応であれば設計変更の対象となります。設計変更が可能なケースであることを受発注者間で確認し、その上で監督員から書面による変更指示等を受けてから施工するよう留意してください。

7. 工事監理連絡会であがった質疑事項について回答を求めましたが時間がかかりました。段取りもできないため早めに回答を頂きたい。

(浜松土木事務所)

(島田土木事務所)

(回答：建設技術監理センター)

県交通基盤部では、働き方改革の一環としてワンデーレスポンスをはじめとする監理タイムマネジメントに取り組んでおります。令和2年度に調査した1716件のうち取組のできなかつた事案が46件となり、97%の契約件数で取組を実施できた結果を得ました。

今回の案件を含めまして、協議内容によっては、速やかな回答が困難なケースも想定されます。そうした場合は、取り急ぎ回答日の予定を現場代理人にお伝えするなど、引き続き、ワンデーレスポンスに資する発注者側の意識啓発を図って参ります。

8. 交差点を改修する事業において、輻輳工事が多数ある場合、どのような手順によって段階的切回しを企画・積算したか想起できる資料の提示をお願いしたい。

(浜松土木事務所)

(回答：技術調査課)

現地条件や施工手順を考慮した上で設計・積算を行うよう周知します。また「工事監理連絡会」の開催等、設計コンサルを踏まえた3者での協議が必要なケースもあるため、監督員とご相談ください。

・以前よりの改善点

1. 施工中の書類確認を電子データで確認して頂き、効率化が図れました。
(熱海土木事務所)
2. 発注者が地主に出来る事と出来ない事を丁寧に説明し対応して頂きました。
(沼津土木事務所)
3. 多忙の中、立会等の現場対応において迅速かつ適切に対応して頂きました。
(沼津土木事務所)
4. 協議等による指示を即日回答できない事案については回答日の通知により現場で柔軟な対応をして頂けるようになりました。
(浜松土木事務所)
5. ICT 土工による河道掘削工事において、施工箇所が水中でしたが施工履歴による出来形管理により測量などの手間も省け、とても良いと感じました。
(袋井土木事務所)
6. 地元小学校との協議について主体的に対応して頂きました。
(中遠農林土木事務所)

Q 4. 設計変更・契約の問題点・要望点・提案事項

(変更書類・付加的業務・変更協議・変更金額・変更見積・工期延期・単価合意等)

・発生した問題点

【工事名非公表】

1. 標準歩掛では条件が合わない工種に対する見積り採用による積算について、担当監督員がより柔軟に利用できるよう、見積り採用におけるルール化など改善をお願いします。
(沼津土木事務所)

(回答：技術調査課)

令和3年1月に、標準積算と実勢価格との乖離が大きく、入札が不調・不落となった工事又はそのおそれがある工事については、当初発注から見積積算基準を活用して積算する通知を発出しました。

2. 本工事は当初設計では施工困難な箇所が多数あり(仮設計画・使用機械の条件・工事量の増加等)変更協議を行いました。「災害復旧工事だと予算が予め決まっております増額変更は一切できない」との回答でした。実際増工分は全て業者負担の施工となり減額要素は減額となりました。そのような事情がある場合は入札時の特記仕様書や着手前協議で予め明確にして頂きたい。

(全般)

(回答：技術調査課)

災害復旧工事については、軽微な変更の場合を除き、あらかじめ国と協議し、同意を得れば設計変更は可能です。他の工事と同様、災害復旧工事においても「設計変更ガイドライン」に基づき適切に対応するよう周知を図っていきます。

3. 変更協議・提案をいくつか行いましたが、軽微のものは変更するが、金額的に大きなものは設計通りの施工となることがあります。その為現場では使用機械の変更や施工方法を検討するなど、コストが大きくなり工期も延びてしまいます。早期解決を要望致します。

(沼津土木事務所)

(回答：技術調査課)

設計変更の可否は金額によるものではないため、「静岡県設計変更ガイドライン(土木工事編)」に基づき、設計変更が可能なケースであれば、協議書等により変更の必要性を提示し、書面による回答を受けた後に施工してください。また、一時中止等に伴う増加費用等については「工事の一時中止等に係るガイドライン」に基づき請求してください。

4. 当初想定していなかった工種が追加(設計と現場に相違があった為)になったにも関わらず、予算の繰り越しができない理由で3月末迄しか工期延長して頂けませんでした。休日返上で作業して期限内に完成できたから良かったですが、受注者の責によらない事由で、受注者の負担を増やすことにならないよう配慮して頂きたい。

(静岡土木事務所)

(島田土木事務所)

(回答：技術調査課)

設計変更に際しては、設計図書の変更に伴って必要となる工期の変更についても適切に行う必要があることを改めて周知していきます。なお、監督員が速やかに変更手続きを行うことができるよう、変更資料の速やかな提出にご協力願います。

5. 変更図面の依頼を監督員からされましたが、今後は外部に委託するなど考えて頂きたい。

(袋井土木事務所)

(回答：技術調査課)

変更図面等、設計変更に関わる資料の作成については、受発注者協議を経た上で作成費用を計上するケースや、受注者が行うべき作業で共通仮設費率計上分に含まれるケース等があります。このため、「静岡県設計変更ガイドライン(土木工事編)」をご確認のうえ監督員とご相談ください。

6. 現場と設計とに差異があったため、協議を提出しようとしたのですが監督員に予算が無い為、金額変更できないとの回答でした。

設計変更ガイドラインに準じた対応をお願いしたい。

(企業局西部事務所)

(回答：技術調査課)

「静岡県設計変更ガイドライン(土木工事編)」に基づき適切な設計変更を行うよう再度周知します。なお、書面での協議・指示等がない時点で施工を行った場合、設計変更の対象となりませんのでご注意ください。

7. 快適トイレや週休2日制が希望できることが記載されている特記仕様書でしたが、経費の補正が面倒、予算が少ないとの理由で実施することを断られました。

結局実施しましたが申請は認められず経費補正も加点もされませんでした。

今後改善して頂きたい。

(浜松土木事務所)

(回答：技術調査課)

特記仕様書の適切な運用が行われるよう周知を図ります。

8. 変更契約時に必要な図面や数量計算書について付加的業務の扱いでは無く、『これまで恒例で業者をお願いして作成してもらっている』という理由で、変更書類の作成を無償で工事業者が作成するのが常態化しています。加えて、発注者の都合で協議など1,000万円を超える増額の度に変更契約を結ぶ必要があり、変更資料を作成する頻度も多くなることも工事業者のさらなる負担となっています。今後改善していただけるようお願いしたい。

(浜松土木事務所)

(回答：技術調査課)

設計変更に関わる資料の作成については、受発注者協議を経た上で作成費用を計上するケースや、受注者が行うべき作業で共通仮設費率計上分に含まれるケース等があります。「静岡県設計変更ガイドライン(土木工事編)」に基づき対応するよう、受発注者間で確認をお願いします。

また、1,000万円を超える増減額の変更契約を行う場合は、静岡県財務規則に基づく手続きが必要であることをご理解ください。

・以前より改善点

1. ICT 土工の現場で変更金額の指示を素早く対応して頂きました。
(袋井土木事務所)
2. ICT 施工について受注者希望型の発注体系ではなかったが、変更協議で対応して頂きました。
(浜松土木事務所)
3. 現場状況に応じて変更協議を行って頂きました。
(袋井土木事務所)
4. 変更協議について、以前に比べて対応が早く、工程遅延は最小限で済みました。
(東部農林事務所)
5. 工事の施工方法に係る協議を行う際、担当職員だけでなく担当課全体で対応して頂きました。その結果、実際の現場状況に即した 適正な設計変更 及び 工期延長を認めて頂き、感謝しております。
(沼津土木事務所)
6. 地元住民の要望などで工事に支障が生じ休工となる事がありましたが、担当監督員との協議を行ったところ迅速な対応をして頂きました。
(沼津土木事務所)

Q 5. その他

(工事検査・工事成績評定・書類の簡素化・ワンデーレスポンス・

V E 提案・監督員の対応・新型コロナの影響・CPDS の取得・

週休 2 日制・マイレージ制度・その他)

・発生した問題点

【工事名公表】

1. 完成検査の当初から、通常の検査でなく、設計で採用された瀝青材目地材について、使用箇所の適合性（樹脂発砲の使用）、共仕に記載された強度基準に対する試験データ不足に終始不適合であると独断し、構造物（延長 250m の Co 被覆堤防）を取壊して目地材を交換する事を前提に非難を繰り返し取壊し交換しなければ検査成績は 60 点台であると恫喝されました。
共仕には、「伸縮目地の材質、厚、間隔については設計図書によるが特に定めのない場合は、瀝青系目地材料厚は 1 c m 施工間隔 10m 程度とする」と書いてあります。
高潮堤防に使用する目地材質について、設計コンサルタントや設計者に根拠、採用理由を後日検査監に提出して、不合格とはなりませんでした。設計書にある材料が妥当であるかは、完成検査の短時間に検討する事項ではないと思います。使用材料についての妥当性は別の機会にして頂きたい。

上記クレーンに終始して現場での検査は3分足らず、1箇所も計測、写真撮影もなく検査を終了したのにも関わらず、出来形管理 10.9/14.9、品質 9.4/17.4、出来ばえ 6.5/8.5 の評価で、評点合計が75点でした。出来形管理のほとんどが社内規格値の50%を満足し、設計に採用されたC0表面の洗い出し（金額の手間無し）を見る事もなく、出来ばえに低い評価を下しています。

本工事の前の同種工事の当該検査監の完成検査では77点でしたが、その前の同種工事2件で当該検査監ではない検査監では84点、82点を頂いております。

検査監により、成績評価が異なるのは仕方ないことですが上記の例のように、最初からクレーンに終始して、内容を見ない検査監による不当評価は受け入れがたいものです。検査監を評価するシステムは無いのでしょうか。

検査監の実施した検査内容の妥当性を発注者側でもチェックして頂きたい。

「令和元年度沼津牛臥海岸高潮対策事業工事」

（沼津土木事務所）

（回答：工事検査課）

評定については、完成検査の復命時に、担当検査監が検査の所見等を整理したうえで、工事検査課長、技監及び他の検査監が、チェックを行っており、当該工事についても、同様の手続きを実施しております。

今後も引き続き、前期と後期に会議を開き検査監の目ぞろえを行うとともに検査監の倫理についてもその際に指導してまいります。

【工事名非公表】

2. 工事監理連絡会議の資料を事前に提出しても開催までに20日以上かかってしまい、工事が全く進捗しなかった。対応を早くして頂きたい。

（沼津土木事務所）

（回答：建設技術監理センター）

設計コンサルタントとの日程調整に時間を要し、速やかな開催が困難な場合も想定されますが、取り急ぎ開催時期の目途をお伝えする等、ワンデーレスポンスに資する発注者側の意識啓発を図って参ります。

3. 現場の確認業務（段階確認や立会など）において、早めの予定申請にも関わらず、リアルタイムの現場確認ができないケースが多い。その結果、現場が手待ちとなり工事進捗に影響が出ています。改善策として、遠隔臨場のより強い推進または他の職員が対応できる体制を取るなどの改善を望みます。

（沼津土木事務所）

（回答：技術調査課）

遠隔臨場については令和3年9月に試行要領を改定し、原則としてすべての土木農林工事が活用対象となりました。今後も遠隔臨場の推進に取り組んでいきます。

4. 本工事は出水時期前に施工完了するよう特記仕様書に記載があった為、契約後すぐに監督員に現地立会を依頼しましたが、1ヶ月以上立会いが出来ず準備期間が大幅に短くなってしまいました。施工は工程圧縮して出水時期直前で完了しましたが、工程に余裕が無く天候次第では間に合わない可能性もありました。ワンデーレスポンスを念頭に置いた対応を願います。

（沼津土木事務所）

(回答：建設技術監理センター)

受発注者間の円滑な意思疎通を促すと共に、ワンデーレスポンスに資する発注者側の意識啓発を図って参ります。

5. 工事検査書類の工事写真の提出頻度については、土木工事施工管理基準(写真管理)の提出頻度及び、施工計画書の提出頻度により工事写真を提出しましたが、その工事の全ての写真を提出するように求められました。各検査監によって提出頻度の見解に相違があるので見解の統一して頂きたい。

(沼津土木事務所)

(回答：工事検査課)

土木工事施工管理基準(写真管理)の提出頻度及び施工計画書の提出頻度による提出でよいですが、提出写真で撮影項目等が確認できないものがあると他の写真の提出を求めることがあります。必要なものがしっかり写真に写っているか確認をお願いします。

6. 防護柵設置前に道路改良業者が施工した擁壁の孔からクラックが生じていることを監督員へ報告し、道路改良業者へ補修の依頼をしました。しかし、未補修のまま道路改良業者が撤退し、その後防護柵を設置後、中間検査でそのクラックを指摘されました。監督員も説明はしたものの、検査報告書へはクラックの補修をする事が明記されてしまいました。その内容の背景も考慮した上で検査をして頂きたい。

(沼津土木事務所)

(回答：工事検査課)

工事検査の目的は、給付の完了の確認(地方自治法第234条の2の第1項)と技術検査(土木工事検査技術基準)となっています。請負工事の目的物が出来形や品質を確保していて、発注者として、受け取り、その代価を支払ってよいか確認しなくてはなりません。そのため、当該受注者の責に因らないものであっても、品質が不良であることを確認した場合は、受注者を評価する技術検査とは別に、補修することを指示することになります。

本来、クラック補修が行われた後に防護柵の設置を行う必要があり、そのためには防護柵を設置する前に、監督員及び道路改良業者と十分な調整をお取りいただく必要があると考えます。

7. 情報共有システムの利用や下請け業者の建設業許可票の掲示が不要になるなど、書類の簡素化へ向かって動いて頂いていますが、紙媒体と電子媒体両方の提出を求められ、施工体制台帳に添付する書類が増加する等の事象が発生しております。もう一步踏み込んだ簡素化への動きをして頂きたい。

(全般)

(回答：技術調査課)

情報共有システムで扱える書類を拡大するように取り組んでいきます。

8. 工事場所に容易に近付くことができないため、出来形測量に UAV 測量を採用しましたが、あまり好ましくないという回答でした。現場状況に応じてその辺りは柔軟に対応して頂きたい。
(袋井土木事務所)

(回答：工事検査課)

検査の際には、土木検査技術基準に定められた方法により、行われることが原則となっています。原則によりがたい場合は、あらかじめ施工計画書に記載し、監督員の承認を得るようにしてください。

・以前より改善点

1. 段階確認の日程調整において、希望日時にて実施して頂くことが多く、次工程への作業待ちを最小限に留めることができ、とても助かりました。

(沼津土木事務所)

2. 情報共有システムを活用することにより、わざわざ書類を土木事務所まで届けに行かなくて済み、時間短縮が短縮され残業時間が減りました。

(沼津土木事務所)

3. 情報共有システムで書類の提出に時間が掛からなくなり時間に余裕が持てるようになり、事前に書類の確認を行って来て頂けるので、完成検査の時間が短くなりました。

(沼津土木事務所)

Q 6. 要望したい情報提供について

(ICT施工・担い手確保・働き方改革・キャリアアップシステム等)

・発生した問題点

【工事名非公表】

1. 施工体制台帳の書類簡素化についての提案ですが、例えば元請と下請けとの下請負契約約款などは起案用のみに添付または提示のみで可など、簡素化や3部すべてに添付が必要ない書面の選定など改善をお願いしたい。

(沼津土木事務所)

(回答：工事検査課)

3部提出することとなっている「指示・承諾・協議・提出・報告書」については、提出の前に、監督員と打合せ、情報共有システムを利用するなどして対応いただきたいと思います。

2. 情報共有システムを利用した検査体制が整っていないと感じます。担当監督員や検査監もまだ慣れておらず、結局は紙ベースの検査になるケースもあります。

(沼津土木事務所)

(回答：工事検査課)

情報共有システムは、すべての工事で利用可能であることから、今後も、積極的な活用を進めてまいります。

3. 働き方改革（休日の確保）は、若手社員の確保には必須で発注者側からの支援をもっとお願いしたい。

(沼津土木事務所)

(回答：技術調査課)

令和2年度から、原則全ての工事を週休2日推進工事の対象とするよう拡大し、達成状況に応じ、労務費や間接労務費の補正を行っております。なお、受注者希望型の達成率が低い状況にありますので、積極的な取り組みをお願いします。

また、月1回第2土曜日を「一斉休工期“ふじ丸デー”」と称し、その日は県内公共工事の一斉休工期に取り組んでいますので、ご協力をお願いします。

4. 熱中症対策の時期を考慮したゆとりある工期の配慮をして頂きたい。

(沼津土木事務所)

(回答：技術調査課)

工期については、施工合理化調査等の実態調査による日当り施工量を基に標準的な工期として設定しております。天候の不良、関連工事の調整協力、その他受注者の責めに帰すことができない事由により工期内に完成することができない場合は、その理由を明示した書面を発注者に提出し、工期延長変更を請求してください。

5. 発注者側（静岡県）の担い手確保に関する今後の具体案について教えて頂きたい。

(浜松土木事務所)

(回答：技術調査課)

担い手の確保・育成に向け、週休2日制工事・工事着手日選択型工事の拡大や一斉休工期“ふじ丸デー”の導入等、労働環境・処遇の改善を図るための取組や、「静岡どぼくらぶ」を活用したPR活動や現場見学会等による広報活動等、静岡県建設産業ビジョン2019で掲げる施策を推進・拡大しています。

6. 建設業界への新規採用が減少している中で、休日の確保が若者たちの一番の要求事項です。公共事業の週休二日を実現するために工事における労務費、経費の更なる引き上げをお願いしたい。

(浜松土木事務所)

(回答：技術調査課)

令和2年度から、原則全ての工事を週休2日推進工事の対象とするよう拡大し、達成状況に応じ、労務費や間接労務費の補正を行っております。また、令和3年7月から市場単価についても補正対象としております。今後も国等の動向を注視し、改定していく予定です。

・以前より改善点

1. A S Pの活用により、提出書類や電子納品などに要する業務が効率化できました。また、令和3年度工事より提出書類に社印が不要となったのは非常にありがたいと感じます。

(静岡土木事務所)

2. 遠隔臨場による段階確認を協議しましたが、柔軟に対応して頂き、立会に要する手間や労力が低減できました。

(静岡土木事務所)

3. I C T施工(マイレージ申請)・A S Pの使用・遠隔臨場等、昨今は新しい取組みが多くこちらの至らない点が多かったと思いましたが、細かな打合せや質問にも協力していただき無事に実施することができました。

(島田土木事務所)